

I 裁判官制度の特徴

非常勤裁判官(part-time judge)制度

2001年4月1日 レコーダー 1361人 巡回裁判官 569人
 非常勤地方判事 722人 地方判事 401人

II 人事評価の必要性

- ・弁護士から非常勤裁判官への任用
- ・非常勤裁判官から常勤裁判官への任用

※わが国と異なり、全国的な転動はない。

III 非常勤裁判官の選任手続

2000-2001年 レコーダー(recorder)の場合

	応募	面接	採用	レコーダーの総数(2001年4月1日)
①SE	320 → 意見照会 →	109 →	33	610
②M&C	109 → " →	58 →	21	186
③W	84 → " →	37 →	12	162
④NE	71 → " →	17 →	7	143
⑤N	69 → " →	30 →	10	183
⑥W&C	34 → " →	21 →	7	77
計	687(平均年齢 44歳)	272	90(平均年齢 43歳)	1361

- ・不採用になった応募者への面談(feedback interview)

192人(全体の32%)が希望

面接まで進んで不採用となった者182人中140人(77%)が希望

開示される情報

意見照会における意見の要旨、面接担当者の評価

※2000-2001年に採用された90人中47人は、かつて不採用になった経験をもつ

IV 選任手続の問題——意見照会(consultation)

- ・一般の意見照会

司法行政担当裁判官、専門領域毎の担当裁判官、弁護士会・弁護士団体の代表、巡回裁判官

- ・応募者の指名による意見照会 (6 人まで)

◎サー・レナード・ピーチ(Sir Leonard Peach)による調査報告書(1999 年12月)

提案

1 意見照会の改善

- ・すべての裁判官の選任手続に指名による意見照会を導入し、一般の意見照会とは別個に考慮する

- ・意見照会をより客観的なものにするように書式を改善する

- ・記入者本人の意見か、他人の意見か、意見の相違があるか、意見の一致点はあるかを明らかにする

2 裁判官の選任手続に関する独立の監視機関(Commission for Judicial Appointments)の設置(2001 年3 月15日より実施)

cf. Civil Service Commission

Commissioner for Public Appointments

- ・不服申立ての処理

- ・制度改革の提言

3 応募書式の改善

- ・応募者の自己評価の記載を義務づける

V 非常勤裁判官の選任手続における人事評価

- ・非常勤地方判事の評価スキーム

1997年より、ウェールズ・チェスター巡回区で実験的評価スキームを実施

1999年11月には正式なスキームとなる

1 地方判事または退官した地方判事が非常勤地方判事の勤務状況を観察し、評価報告書を作成する → 職務内容の向上、地方判事への選任を検討する際の情報の提供

2 指導者役の地方判事が非常勤地方判事の相談に応ずる

- ・ピーチ報告書の提案

1 その他の巡回区の非常勤地方判事および非常勤裁判官全級への拡大を目指して予算の手当てを行う

2 すべての非常勤裁判官について年に一度の自己評価を実施する

Circuit Boundaries of England and Wales

